

請求書等に不備がある場合、電話をいたします。数日間連絡が取れない場合は、申請書類一式をお客様の返信用封筒にて返送することとなりますので、昼間連絡がつく電話番号を必ず記入してください。

戸籍謄本等の請求書 郵送用

請求者	住所 送付先は請求者の住民票の住所です	〒 —		
	氏名	フリガナ 明・大・昭・平・西暦 年 月 日生		
	電話番号	— —		

必要な戸籍・証明	本籍	豊橋市						
	筆頭者	フリガナ 明・大・昭・平 年 月 日生						
	必要な人	フリガナ 明・大・昭・平 年 月 日生						
	必要な人からみた請求者の関係		本人・配偶者・子・孫・父母・祖父母・その他()					
	必要な枚数をそれぞれ記入してください。							
	1	全部事項証明 (戸籍謄本)	通	450円	10	除籍(謄本)	通	750円
	2	個人事項証明 (戸籍抄本)	通	450円	11	除籍(抄本)	通	750円
	3	改製原戸籍 (謄本)	通	750円	12	身分証明書	通	200円 ※1
	4	改製原戸籍 (抄本)	通	750円	13	独身証明書	通	200円 ※1
	5	戸籍の附票 (謄本)	通	200円 ※1	どこの住所の証明が必要ですか？ ()から ()まで ※H19.2.10 以前の住所が必要な場合、豊橋市では2通(400円)になる場合があります。			
6	戸籍の附票 (抄本)	通	200円 ※1					
7	受理証明書	通	350円	届出日(年 月 日) 内 容 (届) 誰 の ()				
8	届書記載事項証明書	通	350円					
9	その他	・() 証明書 () 通 ・廃棄証明 () 通						

使いみち・証明したい内容・備考等

例:父(〇〇)死亡による相続手続きのため、〇〇の出生から死亡までの連続した戸籍2セットを銀行・法務局に提出する

最近1ヶ月以内に戸籍の届出をしましたか？

いいえ ・ はい 【届出日】 年 月 日 【提出先】 市 区 町 村
【届出内容】 出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他()

<必要書類> 同封したものに点チェックを入れてください。

- ☐ 本人確認書類 運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・住民基本台帳カード(写真入)・マイナンバーカード・国民健康保険証・介護保険証等で住所の記載があるものいずれか1点の写し
- ☐ 証明手数料 郵便局で定額小為替を購入してください。複数必要な場合は合計金額を同封願います。
* 普通為替でも可。* 定額小為替には何も記入しないでください。
- ☐ 返信用封筒 返信用切手を貼り、請求者の郵便番号・住所・氏名を記載したもの。
* 送付先は住民票の住所に限定されます。
- ☐ その他 請求者が「本人・同一戸籍の方」以外は、上記以外の書類を同封していただくことがあります。
例) 続柄の確認できる戸籍等

※1 市町村により手数料が異なりますので、確認をお願いします。

<送付先>〒440-8501
愛知県豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 市民課 郵送担当
<問合せ>電 話 0532(51)2277
FAX 0532(56)3366
※月～金(祝日は除く)の9時～17時の間

～請求にあたっての注意点～

- 1 請求者とは、実際にその戸籍の謄・抄本等を必要とする人(法人)をいいます。代理人による申請の場合、請求者の欄に代理人の住所・氏名・生年月日等を記入してください。
- 2 代理人による申請の場合、委任者本人が自署および押印した委任状と代理人の本人確認書類(運転免許証等)の写しが必要になります。
- 3 戸籍の附票を請求する場合、証明を必要とする住所を具体的に(〇〇市××町から◎◎市△△町に変わったことが分かるもの等)記入してください。
- 4 使いみち・提出先は具体的に記入してください。
(例1) パスポート取得のため、旅券センターに提出する。
(例2) 父・〇〇死亡による相続手続きのため、〇〇の出生から死亡までの戸籍各2セットを銀行・法務局に提出する。
- 5 戸籍の筆頭者は、戸籍のはじめに書かれている人で、亡くなくても変わりません。
- 6 最近1ヶ月以内に戸籍の届出(婚姻、出生等)をされた方はその内容を記入してください。
- 7 お手元に、請求に関連する戸籍があれば、その写しを添付してください。
- 8 豊橋市は、平成19年2月10日に戸籍の電算化を行っています。これ以前の証明は「改製原戸籍および除籍」、「改製原附票」になります。
- 9 請求されてから証明書が到着するまでに、郵送事情等にもよりますが、概ね1週間程度お時間をいただきます。お急ぎの方は、封筒に基本料金に加えて速達分(280円)の切手を貼付した上、朱色で「速達」と記入してください。なお、追跡サービスにより配達状況を確認したい場合は、簡易書留(+310円)や特定記録(+160円)をご利用ください。
郵送事故を防止するため簡易書留での返送をお勧めします。簡易書留をご希望の方は申請書にその旨を記載し、310円分の切手を追加してください。普通郵便での申請の場合は、不達による再送には応じられませんのでご理解をお願いします。
- 10 手数料は合計金額分の定額小為替(又は普通為替)を郵便局で購入してください。
相続手続等で連続した戸籍の請求をされる場合は、手数料がいくらかかるかわからないため、多めの金額の為替を同封してください。おつりは為替でお返しします。
※為替には何も記入しないでください。
※切手や収入印紙での請求は取扱っておりません。